

長洲町立腹赤小学校いじめ防止基本方針

本方針は、腹赤小学校のすべての児童が充実した学校生活を送ることができるように、「いじめ防止対策推進法」及び「熊本県いじめ防止基本方針(改訂版)」に基づき、いじめ根絶をめざし策定するものである。

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。〔職員会議・職員夕会・見つめる会等〕

また、いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全職員が組織的に、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

2 「校内いじめ・不登校対策委員会」及び「第三者を含めたいじめ・不登校対策委員会」の設置

いじめ防止のための組織として、「校内いじめ・不登校対策委員会」及び「第三者を含めたいじめ・不登校対策委員会」を設置する。

各委員会の構成員と主な役割は次のとおりである。

名称	校内いじめ・不登校対策委員会	第三者を含めたいじめ・不登校対策委員会
構成	校長、教頭、教務主任、情報集約担当者、人権教育主任、生徒指導主任、養護教諭 など	校長、教頭、学校運営協議会長、PTA会長・人権擁護委員代表・SSW 等
主な役割	実態の把握、未然防止のための取組の実施、発生時の児童への対応等	未然防止のための取組の検討、発生時の対策などの検討 等

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び措置に関する具体的方策について

いじめの未然防止と早期発見・早期対応の観点から学校教育活動全体を通して次のことに取り組む。

【学校全体での取組】

	児童に関わること	保護者に関わること (学校→保護者→児童)
い じ め	①すべての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す取組を繰り返し行う。 ②児童に夢の実現に向けて努力する意欲を持たせ、お互いに認め合い、支え合える関係でつながった支持的風土のある学校集団づくりに取り組む ③児童と教職員との信頼関係を構築し、教職員が児童に対して共感的理解を深める。 ④教室や廊下などの整理整頓や掃除指	①「いじめは絶対に許されない」ことであり、「いじめ防止対策基本法」で禁止されていることをPTA総会や学級懇談会、学級通信などで発信する。 ②子供が将来の夢の実現に向けて、目標をもって生活できるように意欲付けする。 ③「くまもと家庭教育10か条」「くまもと家庭教育支援条例」を踏まえ、家庭教育の充実を図る。 ④子供の持ち物の管理を呼びかけるととも

<p>の 未 然 防 止</p>	<p>導、下駄箱のクツ並べの徹底を図り、整然とした環境づくりを行う。</p> <p>⑤『「はいっ」という返事』、「立腰」「授業前の黙想」の徹底習得を図り、学習規律を習得させる。</p> <p>⑥「命を大切にすることを育むプログラム」「くまもとの心」等を活用して人権教育、道徳教育の充実を図る。</p> <p>⑦インターネットやSNS等に関わる危険や情報モラルについて指導する</p> <p>⑧児童会活動の「よいこと見つけ」により、友達のよさに目を向け自己有用感や自己肯定感を育む。</p>	<p>に、ものを大切に扱うことの大切さを伝える。</p> <p>⑤子供に「していいこと してはいけないこと」をきちんと教える。</p> <p>⑥命の大切さにふれ、「自分の命 みんなの命 どれもが世界で1つだけ」の命であることを子供に伝える。</p> <p>⑦情報モラルに関する資料を配付したり、講演会を開催したりするとともに、スマートフォン等に関する家庭でのルール作りを行う。</p> <p>⑧PTA活動や学校運営協議会、地域住民と連携し、地域全体で子育てする雰囲気を広める。</p>
<p>い じ め の 早 期 発 見</p>	<p>①児童が一人で行動している時は、声をかけて話を聞く。</p> <p>②健康観察時の様子で気になる児童や頭痛や腹痛を度々訴える児童、保健室へ来室が多い児童には、悩みがないか話を聞く。</p> <p>③教育相談やアンケート調査を実施したり、休み時間や放課後などを利用したりして、児童から情報を収集する。</p> <p>④児童の持ち物や掲示物などへのいたづらがあつたら、すぐに対応し、原因を明らかにする。</p> <p>⑤スクールカウンセラーや「熊本県電話相談窓口一覧」、「子どもの人権SOS ミニレター」等の相談窓口を周知する。</p>	<p>①子供との会話をできるだけ多くする。</p> <p>②担任や養護教諭等による家庭連絡を行い、保護者との連携を図る。</p> <p>③悩みは何でも親に相談できるような雰囲気を普段からつくる。</p> <p>④服装の汚れ乱れ、持ち物に気を配る。</p> <p>⑤スクールカウンセラー等相談窓口を学級懇談会や学校安心メールなどを通じて周知する。</p>
	<p>【暴力を伴う場合】</p> <p>○いじめられた側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的な被害についての確に把握し迅速に初期対応する。 ・休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ・いじめの理由や背景を突き止め根本的な解決を図る。 <p>●いじめた側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめは「絶対に許さない」「卑怯な行為である」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ・いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 ・スクールカウンセラー、児童相談所、警察など、関係諸機関と連携 	<p>【暴力を伴う場合】</p> <p>○いじめられた側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が子を守り抜く姿勢を見せ、子供の話に耳を傾け、事実や心情を聴くようにする。 ・いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。 <p>●いじめた側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校は、いじめられた子供を守ることを第一に考えた対応をとることを保護者に伝える。 ・事実を詳細に確認するとともに、子供の言い分を十分に聴き、冷静かつ客観的にとられる。 ・被害児童、保護者に対して適切な対応をするように伝える（謝罪など）。

いじめに対する早期対応及び措置	<p>を図る。</p> <p>【暴力を伴わない場合】</p> <p>○いじめられた側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人や周囲からの聴き取りを重視し、精神的な被害についての確に把握し、迅速に初期対応をする。 ・休み時間や登下校の際も見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ・いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 <p>●いじめた側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ・いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 ・教育相談、カウンセラー等関係諸機関と連携をとる。 	<p>【暴力を伴わない場合】</p> <p>○いじめられた側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が子を守り抜くという姿勢を子供に見せるように伝える。 ・いじめの問題解決に受けた学校の方針への理解を求め、協力して取り組む。 <p>●いじめた側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校は、いじめられた児童を守ることを第一に考えた対応をとることを説明する。 ・事実を冷静に確認し、我が子の言い分も十分に聴くように促す。 ・被害児童、保護者に対して適切な対応（謝罪など）をするように伝える。
	<p>【行為が見えにくい場合】</p> <p>○いじめられた側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つらく苦しい気持ちに共感し、いじめから全力で守ることを約束する。 ・本人や周辺からの聴き取りを重視し、精神的なダメージについて詳細に把握し、迅速に初期対応する。 ・いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 <p>●いじめた側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ・いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 ・スクールカウンセラー等と連携を図る。 	<p>【行為が見えにくい場合】</p> <p>○いじめられた側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が子を守り抜くという姿勢を子供に見せるように伝える。 ・いじめの問題解決にむけた学校の方針への理解を求め、協力して取り組む。 <p>●いじめた側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校は、いじめられた児童を守ることを第一に考えた対応をとることを説明する。 ・事実を冷静に確認し、我が子の言い分も十分に聴くように促す。 ・被害児童、保護者に対して適切な対応（謝罪など）をするように伝える。
	<p>【観衆・傍観者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傍観することは、いじめに加担することと同じであることを考えさせ、いじめられた子供の苦しみを理解させる。 ・友達の言いなりにならず、自らの意思で行動する事の大切さに気付かせる。 	<p>【観衆・傍観者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめに気付いた時、傍観者とならず助ける側の態度をとることができるような子供に育てる。 ・いじめに対する考え方を理解してもらい、どんな場合でもいじめる側や傍観者になってはいけないという気持ちを育てるように伝える。

【家庭と連携した取組】

- 1 常に自分の子供の生活の様子を把握し、子供の思いや願い、悩みやストレスに気づき、子供と向き合い語り合う。
- 2 携帯電話、SNS、パソコンなどを使う必要がある場合には、保護者の責任の下、子供と話し合っ、「スマートフォン等の利用に関する長洲ルール（長洲町青少年育成町民会議、長洲町PTA連合会、長洲町子ども会連合会作成）」をもとにルールを決める。

【地域と連携した取組】

- 1 子供たちを地域の宝として育てる意識を持ち、子供たちが地域の人たちから見守られているという安心感を持たせる。
- 2 子供たちと顔見知りになるために、子供たちに出会ったときは挨拶や声掛けを交わす。
- 3 地域で子供が困っている場面を見かけたら、積極的に声をかけ、手を差し伸べる。

4 教育委員会や関係機関等との連携

- (1) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると判断するときは、躊躇なく警察と連携して対応する。そのことを保護者にあらかじめ周知する。
- (2) いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに長洲町教育委員会へ報告する。

5 保護者への連絡と支援・助言

いじめを確認した場合、「3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び措置に関する具体的方策について」に則り、保護者への連絡と支援・助言をする。

6 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認める場合、学校教育法第11条の規定に基づき、児童に懲戒を加える。ただし、いじめには様々な要因があることを鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分留意し、いじめた児童が自らの行為を理解し、健康な人間関係を育むことができるように促す。

また、加害児童の出席停止は、長洲町教育委員会の指示を受けて実施する。

7 重大事態への対処

- (1) 重大事態とは
 - ① 児童が自死を企図した場合
 - ② 身体に重大な傷害を被った場合
 - ③ 精神性の疾患を発症した場合
 - ④ 金品等に重大な被害を被った場合

⑤ 一定期間連続して欠席している場合

(2) 重大事態発生時の連絡体制

発見者⇒担任⇒情報集約担当者⇒教頭⇒校長 ⇒長洲町教育委員会学校教育課

※ 緊急時には、臨機応変に対応する。

※ 教育委員会への一報、指示を仰ぐ。

※ 必要に応じて警察等関係機関にためらわずに通報する。

(3) 重大事態の調査

重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にする。

① いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

・当該児童に寄り添い、十分な聞き取りを行う。また、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。情報を提供してくれた児童を守ることを最優先に調査を実施する。

・調査結果をもとに、加害児童への指導を行い、いじめ行為を直ちに止めさせる。

・当該児童に対して、状況に合わせたケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

② いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

・当該児童の保護者の要望・意見を十分聴取し、調査に着手する。在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。

・当該児童の自殺という事態が起こった場合の調査に当たっては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、再発防止策を講ずること目指し、遺族の気持ちを十分配慮しながら行う。

(4) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任を踏まえ調査によって明らかになった事実関係について説明する。提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

② 調査結果については、長洲町教育委員会へ報告する

8 学校評価の実施

学校評価において、いじめ問題への取組などについて自己評価を行うとともに、その結果を学校運営協議会などに報告する。

いじめ・不登校等対応マニュアル

いじめ発生時には、事実の正確な把握、迅速かつ共感を持った誠意ある対応と支援が求められる。そのためには、全職員で共通理解を十分に図って共通実践を進めることが大切である。

